

移住交流支援センターだより



NPOグリーンバレーの中川・伊藤・吉田がお届けします。

みんなで考えるお家の利活用

こんにちは。移住交流支援センターの中川です。みなさんと家や土地の利活用に関して考えるシリーズ第4段。今回は、売買と相続登記についてです。

ケース4 神山の家は古いけん相続登記はせんでもええんやろ？

ダメです。相続登記は義務化されました。



令和6年4月より相続登記は義務化されています。相続したことを知った日から3年以内に相続登記を行う必要があり、正当な理由なく登記を行わなかった場合は「過料」という罰金が課される可能性があります。登記を行っていなかった場合は家や土地を売ることができなかつたり、将来子どもや孫の世代が相続する際に手続きが煩雑になり、時間とお金がたくさんかかってしまいます。自分や将来世代のためにも相続登記は早めに行うことが大切です。

センターでは、産業観光課・神山つなぐ公社と協力して毎年司法書士の先生をお招きした相続登記セミナーを開催しています。今年も1/25(土)と2/2(日)に行い、30名の方にご参加いただきました。司法書士の前河先生から登記の基本についてお話しいただき、センターからは空き家の活用についてお話ししました。過去一番の参加者数に相続登記についての関心の高まりを感じました。

参加者の声

相続登記の
必要性和流れが
分かって良かった

手続きは早くして
おいた方がいいな
と思った



セミナーは来年度も開催予定です。みなさんも相続登記を機に家や土地の将来について一緒に考えてみませんか？

空き家相談・
家探しの相談
随時受付中！

空き家相談会以外でも、随時相談を受け付けています。お気軽にご連絡ください。
移住交流支援センター
TEL 676-1177

一空き家から出るモノを再利用—

モノストックオープンデー



3/24 (月) 9:00~12:00

4/20 (日) 9:00~12:00

場所：神領青井夫・旧国道沿い



新規移住
相談件数

12月

8件

1月

9件